

議案第10号

白井市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

白井市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の
一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月5日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、介護保険法施行規則で定める地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

白井市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

白井市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「員数は、」を「員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要があると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として」に改め、同項第3号中「主任介護支援専門員（」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を「（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号及び第2号中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員

数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

